

意向調査の概要について

(1) 対象地域

別添図面の寺下地区になります。

(2) 調査対象者

農地所有者及び耕作者

(3) あなた様が所有する農地の現在の町の計画

金ヶ崎町都市計画で工業専用地域（または、第1種住居専用地域、準工業専用地域）になっています。それぞれの地域に指定されることで、その指定された地域ごとに建築できる建物が規制されます。

例：工業専用地域…住宅、共同住宅、ホテル、旅館、病院、小中学校など

(4) 農業を振興する地域へ変更すること（※）のメリット・デメリット

※…農業振興地域へ編入することです。農業振興地域へ編入されると都市計画の用途地域から外れることになります。

■メリット

- ①優良な農地として維持することができます。
- ②農業基盤整備（農道・用排水路・ほ場整備など）や農業施設整備（ハウス、付帯施設）などの国の補助事業の対象受益地となります。併せて、多面的機能支払い交付金、農地中間管理事業を活用した場合の集積協力金の交付対象受益地になります。
- ③原則として、農業上の以外に利用することができないため、乱開発の防止につながります。

■デメリット

- ①農地以外の利用目的への転用は認められません。

(5) 意向調査の結果について

意向調査の結果については、町ホームページや広報などでお知らせします。

「農業を振興する地域へ変更」に対する意向調査票

住 所

氏 名

(NO)

問1 少子高齢化、人口減少が今後進むことが想定されていますが、このような中で、寺下地区は将来どのような土地利用を進めるべきとお考えですか。
(あてはまる項目1つを選んでレ印を記入してください)

工業用地 住宅用地 農業用地 商業施設用地

その他

「その他」を選択した場合は具体的に記入してください。

問2 農業振興地域の内容について詳細な資料の提供や説明を希望しますか。
(あてはまる項目1つを選んでレ印を記入してください)

希望する 希望しない

問3 農業振興地域へ計画を変更することについてあなたのお考えを教えてください。
(あてはまる項目1つを選んでレ印を記入してください)

賛成 反対 分からない

問4 農業振興地域への変更についてご意見等ありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。